

栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例 概要



- 目的（第1条）
- ① 多様なコミュニケーション手段の理解及び利用を促進
 - ② 障害者のコミュニケーション及び情報の取得について支援を行う

基本理念（第3条）

- (1) 市民等が対等に尊厳を守られながら、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される。
- (2) 市民等が多様なコミュニケーションを尊重し、相互理解を深める。
- (3) 市民等が障害者にとって情報の取得並びにコミュニケーション手段の選択及び利用が日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの認識を持つ。



市の責務（第4条）

- ✓ 基本理念にのっとり、多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、推進するものとする。

市民等の役割（第5条）

- ✓ 基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

事業者の役割（第6条）

- ✓ 市の推進する施策に協力するとともに、事業を行うに当たり、障害者が多様なコミュニケーション手段を利用し、情報の取得及びコミュニケーションができるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。

施策の推進（第7条）

- (1) 多様なコミュニケーション手段の理解及び利用促進に関する施策・・・例) 啓発講座や研修の実施・パンフレット作成
- (2) 多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供及びその取組に関する施策・・・例) 手話講座や点字講座の実施
- (3) 市民等及び事業者に対する合理的配慮の実施についての啓発に関する施策・・・例) 企業訪問時に周知・啓発、対応相談
- (4) 災害その他の非常の事態が発生し、又はおそれがある場合における障害者の情報の取得に関する施策・・・例) 災害時等における視覚情報の発信や音声情報の工夫、ピブス作成など情報が取得しやすくなるよう環境づくり
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

学校等における取組（第8条）

市は、学校等の教育における多様なコミュニケーション手段に接する機会の提供並びに理解及び利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

例) 教育活動の中で、多様なコミュニケーション手段に接する学習を取り入れる

協議の場（第9条）

市長は、施策及び施策の実施状況について、障害者その他関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

財政上の措置（第10条） 予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

委任（第11条） 必要な事項は、市長が別に定める。